

コラム 8050問題

◎8050問題とは

近年、心身の衰えた80代などの高齢の親と、ひきこもり状態にある50代前後の中高年の子どもがともに孤立と困窮を深め、親子共に生活に行き詰る事象が相次いで報道され、「8050問題」として深刻な社会問題となっています。以前は、ひきこもりは若者の問題と考えられていましたが、昨今では、雇用環境が大きく変化中、就職活動でのつまづきや職場環境の悪化などをきっかけとするケースも多く、内閣府が行った平成30年度調査によると、40～64歳の中高年のひきこもりは全国で61万3千人いると推計されています。

この「8050問題」が生じている家庭では、介護、生活困窮、社会的孤立など、複数の問題を抱えているケースが多くあります。ひきこもりが長期化すると、当初は現役世代だった親も年金暮らしとなり、親の病気や要介護をきっかけに生活は徐々に困窮していきます。また、親は中高年のひきこもりの子の存在を周囲に相談しづらいため、世帯全体の社会的孤立が進んでいきがちです。ひきこもりの高齢化・長期化が進行する中で、こうしたケースは今後ますます増えていくと予想され、「9060問題」への移行も課題となっています。

ひきこもりは、教育、医療、福祉など、様々な領域に関わる問題のため、従来の制度や体制のままでは支援が進みにくい状況があります。個別の事例ごとに、各分野の関係機関が横断的に連携を図り、本人だけでなく家族も支援していく意識と体制づくりを進めていくことが求められます。

ひきこもりの支援は、就労のみを最終的な目標とするとうまくいきません。本人が安心して通える地域の身近な居場所の提供、自助グループ活動への参加など、就労以外にも段階的に社会とつながる道が複数用意されていることが重要です。

◎障害者とその家族にとっての8050問題

障害者福祉の分野では、ひきこもりに限らず、高齢の親が中高年になった身体障害や知的障害、精神障害のある子の面倒をみる「老障介護」が8050問題と重ねられます。親として、自分がいなくなった後の子どもの生活の場を確保したいと考えていても、現実には適切な施設や場が身近になく、年老いても子どもを手元に置いたままにしてしまうというケースです。

これはまさに「親亡きあと」の課題ですが、本人の重度化と親の高齢化が同時に進むため、心身ともに困難な状況に陥ることが少なくありません。「親亡きあと」ではなく、「親あるうち」に、誰もが地域で安心して暮らし続けられるための体制づくりについて、社会全体の課題として考えていく必要があります。

【新宿区ひきこもり総合相談窓口】

新宿区福祉部生活福祉課生活支援係

TEL 03-5273-3853 FAX 03-3209-0278

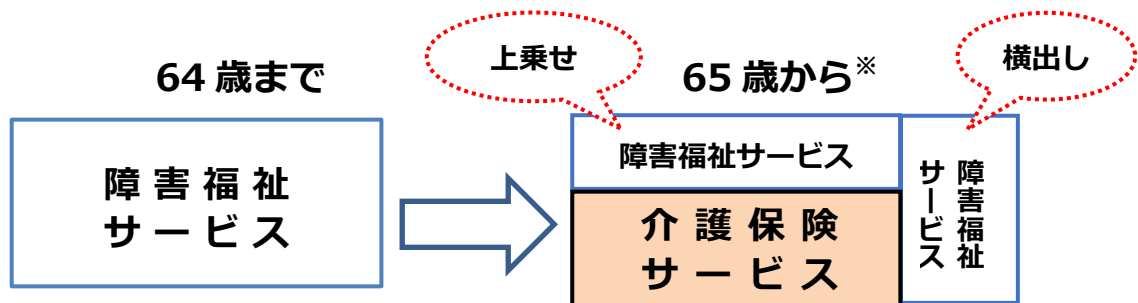
コラム 障害福祉サービスと介護保険サービスとの連携

障害者総合支援法では、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する介護保険サービスを優先して利用することとなっています。

そのうえで、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉固有のサービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスのご利用が可能です。（横出しサービスといいます）

また介護保険のケアプラン上において介護保険給付または地域支援事業のみで必要な支援を確保することができないものと認められる場合は障害福祉サービスで足りない分の支給ができます。（上乘せサービスといいます）

利用可能な介護保険サービスに係る事業所または施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど利用が困難な場合、介護保険が非該当と判定された場合においても必要な障害福祉サービスのご相談ができます。



※40歳以上で若年性認知症など、介護保険の特定疾病に該当する介護保険2号保険者である障害者を含む

（固有サービス早見表）

【障害福祉固有サービス】

- ・ 重度訪問介護・同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 訓練等給付 ・ 移動支援
- ・ 補装具費（オーダーメイド）等

【介護保険と障害福祉の同等のサービス】

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 短期入所
- ・ 施設入所・生活介護（通所介護）
- ・ 補装具費等（レディメイド）
- ・ 日常生活用具等給付・住宅設備改善 等

【介護保険固有のサービス】

- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 福祉用具レンタル

コラム 新宿区の難病患者等支援

難病とは、発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。希少な疾病であることに加え、療養期間の終わりが見えづらいため、難病患者の方やそのご家族の方は不安を抱えています。

新宿区では、難病患者の方やそのご家族等が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、療養上生じる様々な課題について、専門医による療養相談、保健師による面接、訪問による相談など様々な支援を行っています。

◎保健センターの相談支援

区内に4か所ある保健センターでは、難病医療費等助成の申請時に保健師などによる面接を実施しています。また、療養等に関する相談は随時お受けしています。来所が難しい方には訪問による相談も実施しています。

◎専門医による療養相談や講演会の開催

膠原病や神経難病の専門医を招いての療養相談や、理学療法士によるリハビリ指導を実施しています。また、膠原病、パーキンソン病、消化器難病等がテーマの専門医等による講演会も開催しています。

◎しんじゆく難病サロン

難病患者の方や家族介護者を対象に、お互いの体験や療養について、情報交換したり、気持ちを分かち合う会を年4回開催しています。サロンの内容は交流会のほかに、簡単なストレッチや、音楽療法などのミニプログラムも実施しています。

◎パーキンソン体操教室

パーキンソン病またはパーキンソン症候群の方を対象に、月に1回、理学療法士や専門職によるリハビリテーションのための運動と、レクリエーションを組み合わせた体操教室を行っています。



◎障害福祉サービス

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能です。対象となる疾病（難病等）は、令和5年12月1日現在、366疾病となっています。

この他にも様々な支援を行っています。詳しくは管轄の保健センターへお問い合わせください。

コラム きょうだい児・ヤングケアラーへの支援

障害児・障害者の支援とともに、家族への支援も欠かせません。特に近年は「きょうだい児」や「ヤングケアラー」といった子どもたちについて取り上げられることが多くなっています。

◎きょうだい児

障害のある子の兄弟姉妹は、当事者団体等では「きょうだい児」と呼ぶことがあります。令和4年度に実施した障害者生活実態調査によると、児童（18歳未満）の保護者の22.5%が「きょうだい児の世話が十分にできない」と回答しました。

きょうだい児のため、障害のある子の短期入所や在宅レスパイト等のサービスの利用を通じて、家族が穏やかな時間を過ごせるような支援を提供することが大切です。また、障害のことや将来について相談できる機会や、同じ悩みを抱える仲間と話し合える場として、「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会」（略称：全国きょうだいの会）など、きょうだい児の当事者団体なども相談先のひとつになります。

◎ヤングケアラー

障害や病気のある家族を介助・介護している人（ケアラー）のうち、親や祖父母、あるいは兄弟姉妹を介助・介護など、通常は大人が負うと想定されるようなケアをしている子どもを「ヤングケアラー」と呼ぶことがあります。令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学6年生・大学3年生を、それぞれ対象にした厚生労働省の調査では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%でした。

ヤングケアラーへの支援として、ネグレクトや心理的虐待に至っている場合がないか、就学や就職等に困難を抱えていないか等、子ども総合センター・子ども家庭支援センターが相談窓口となり、学校や福祉関係者、親族等がと連携して、支援につながる体制を構築する必要があります。対応しています。

コラム 新宿区が進める特別支援教育

特別支援学校小学部・中学部

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱

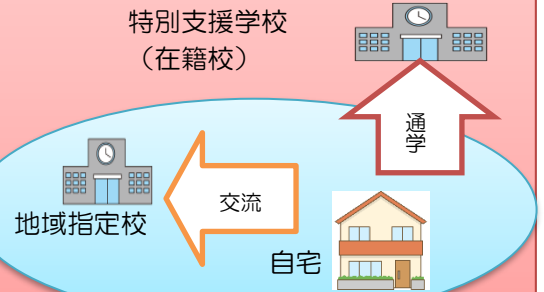
区立新宿養護学校
都立特別支援学校
国立特別支援学校
私立特別支援学校

区立新宿養護学校は、都内で唯一の区立特別支援学校（肢体不自由）です。
一人ひとりの子どもの成長に合わせた学習や、スクールバスによる送迎、医療的ケア児の対応を行っています。
また、副籍交流も行っています。

○副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の公立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

新宿養護学校や中野特別支援学校等の児童・生徒が地域の学校の授業に参加する等、交流の機会を持っています。



小学校・中学校

特別支援学級

知的障害
病弱

知的障害

愛日小学校（若竹学級）
東戸山小学校（若草学級）
花園小学校（新苑学級）
落合第二小学校（若葉学級）
柏木小学校（柏葉学級）

病弱

余丁町小学校（わかまつ学級）

知的障害

四谷中学校（新苑学級）
西新宿中学校（E組）
新宿中学校（若草学級）

まなびの教室 (特別支援教室)

通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害のある児童・生徒が、普段は在籍学級（通常の学級）で学習しながら、週に1回程度、巡回指導教員から課題に応じた個別の指導を受けます。

小学校 平成28年度より、全小学校に開設しています。

中学校 令和元年度より、全中学校に開設しています。

★就学支援シート

幼稚園・保育園・子ども園・療育機関の協力を得て、生活の様子や大切にしていることを小学校に引き継ぐツールです。

保護者の希望により作成し、小学校に提出します。

区では、障害や発達状況に応じた、きめ細かな教育を推進するとともに、学校、児童、生徒等、個々の実情に応じた適切な教育的支援の充実を図っています。

◎ 発達障害等のある児童・生徒への支援

- ・全小学校に平成28年度に特別支援教室（「まなびの教室」）※を開設しました。従前の通級指導学級方式（生徒が通級指導学級設置校に通う）から、特別支援教室方式（専任の教員が在籍校を訪問し指導する）に変更したもので、在籍する学級との連携がスムーズになり、支援が充実するほか、児童・生徒の移動の負担が軽減され、出席できない授業に遅れることについての不安も少なくなります。保護者や教員の発達障害等に関する理解が進み、「まなびの教室」を利用する児童が年々増加しています。今後も支援のあり方について、様々な視点から検証を行い、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を強化していきます。
- ・中学校についても、令和元年度から全校にまなびの教室を開設し、支援の強化を図っています。
- ・特別支援教室（「まなびの教室」）の充実に加えて、通常の学級内指導体制を充実するために、特別支援教育推進員を計画的に現状に合わせて増員します配置しています。担任や特別支援教室担当教員と連携して、支援方法を共有することによって、児童・生徒が通常の学級で適応できる支援の充実を図っています。
- ・学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言しています。

◎ 個に応じた支援の充実

- ・就学支援シートの活用や、個別指導計画の作成、保健・医療・福祉等の連携による個別の教育支援計画等に基づき、特別な支援を要する子ども一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行っています。
- ・就学支援委員会の所見と異なる学級等に在籍した児童・生徒については入学後も特別支援教育相談員によるフォローアップを行っています。

◎ 交流及び共同学習の推進

- ・障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を行っています。

※特別支援教室（「まなびの教室」）

…通常の学級で学習に概ね参加できるものの、情緒障害や発達障害（学のため特別な指導を必要とする児童・生徒を利用対象とする教室。このような特別支援教室のことを新宿区は「まなびの教室」とよんでいます。



コラム 障害のある子どもの専門相談

◇子ども総合センター

相談のしかた	電話や来所（家族や保護者など不安に思う方より） 関係機関からの紹介
予約	面談のみ必要
相談内容	・子どもの障害や発達についてのご相談 ・障害児サービス等の利用についてのご相談 など
対象となる方	0歳～18歳までのお子さん（保護者）
アピールポイント	臨床心理士等が行う発達検査・知能検査の評価をもとに、お子さんへの関わり方対応を保護者の方と一緒に考えます。また、相談の内容によって、理学療法士等の専門職による観察を行い、発達を促す具体的な関わり方をアドバイスする等、お子様の発達を促しながら、保護者の方を支援します。医療機関ではないので、診断はできません。

◇保健センター ①すこやか子ども発達相談 ②幼児相談

相談のしかた	①②担当保健センターを通して予約（電話などでまずは保健センターへ相談）
予約	①②必要（担当保健センターを通して予約）
相談内容	①発達上の心配がある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師が、見立てや発達を促す生活上のアドバイスを行います。 ②発達上の心配がある乳幼児に対して、臨床心理士等が、見立てや発達を促す生活上のアドバイス、保護者への支援を行います。
対象となる方	①②乳幼児（0歳～6歳）と保護者
アピールポイント	①保健センターの地区担当保健師は、小児科医師の見立てを踏まえて、医療や療育が必要のある方に対して、医療機関や療育機関等と連携し、適切な養育環境を整え、発達を促すように支援します。 ②相談専用の部屋で、子どもの遊びを観察しながら（保健師等が子どもを見守る）、保護者は安心して相談することができます。地区担当保健師は、相談の結果を踏まえ、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて医療機関や療育機関などと連携していきます。

※その他の専門相談

- ◎在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援事業 ◎保健師による相談支援
 - ◎もぐもぐごっくん歯科相談事業 ◎問い合わせ：保健センター
 - かかりつけ歯科医機能の推進事業 ●在宅医療相談窓口 ●問い合わせ：健康づくり課
- それぞれに相談方法などが異なります。詳しくはお問い合わせください。

◇教育委員会

相談のしかた	教育支援課特別支援教育係に連絡
予約	必要
相談内容	お子さんにとってより適切な教育の場（就学先）を一緒に考えていきます。面接や発達検査、医師面接、在籍園等での行動観察を行い、就学支援委員会で総合的に検討します。
対象となる方	翌年度就学予定の新小学1年生から中学生まで

アピールポイント

専門の相談員が、保護者や本人の意向を十分にお聞きしながら、心理学的・医学的・教育学的な観点から相談を行います。

コラム 子ども総合センターの役割等

新宿区立子ども総合センターは「総合的な子育て支援施設」として、平成 23 年に開設しました。

児童発達支援センター機能、子ども家庭支援センター機能、学童クラブ機能等を 1 か所に集め、有機的連携を図ることにより、各事業を一体的に運営しています。

また、区では、児童相談所の開設を目指し準備を進めています。

新宿区立子ども総合センター

障害児等への支援	子どもと家庭の 総合相談 虐待防止への対応	子ども・親子の居場所
<ul style="list-style-type: none"> ○発達相談・サービス利用相談 ○児童発達支援・放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○在宅児等訪問支援 ○障害幼児一時保育 ○ペアレントメンター 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談 ○サービス利用相談 ○虐待通報への対応 (調査・児童の現認) ○東京都児童相談センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○親と子のひろば (乳幼児スペース) ○ひろば型一時保育 ○児童コーナー ○学童クラブ
<p>上記のほか、区内の子育て支援施設の総合調整や、地域の子育て支援事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内子育て支援施設の総合調整 児童館・児童コーナー（20 か所）、学童クラブ（33 か所）、放課後子どもひろば（30 か所）、子ども家庭支援センター（4 か所） ○地域の子育て支援 子育て訪問相談、産前産後支援、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリーサポート、ホームスタート、プレイパーク活動の推進、落合三世代交流事業、ジュニアリーダーの育成、思春期の子育て支援事業、青少年活動推進委員会（体験活動や情報誌の発行）、新宿子育てメッセの開催、子育て支援者養成講座、<u>ベビーシッター利用支援（一時預かり支援）</u> 		

コラム 障害者雇用促進法と法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律です。

一定規模以上の事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務付け、雇用率未達成事業主からは雇用率に満たない人数に応じて障害者雇用納付金を徴収し、雇用率達成事業主には雇用率を超えて雇用した人数に応じて障害者雇用調整金を支給します。なお、障害者の法定雇用率については、以下のように順次引き上げられています。

事業主区分	法定雇用率		
	R6.3.31まで	R6.4.1以降	R8.7.1以降
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

※ 一定の要件を満たした特例子会社による雇用率算定の特例あり

◎対象となる事業主の範囲が拡大（令和6年4月1日以降） 以下のように変わります。

	R6.3.31まで	R6.4.1以降	R8.7.1以降
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

また、その事業主には以下の義務があります。

- ・ ハローワークへの障害者雇用状況（毎年6月1日時点）の報告義務
- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」選任の努力義務

◎障害者雇用における障害者の算定方法の変更

・精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

・一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

◎民間の事業主に対する措置（令和6年4月以降）

雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金が創設されます。

また、既存の障害者雇用関係の助成金が拡充されます。

◎ **その他** (令和7年4月以降)

障害者の就業が一般的に困難であると認められ、雇用義務が軽減されている業種についても、雇用が進むよう見直されます。

コラム 共同受注と障害者福祉事業所等ネットワーク

共同受注

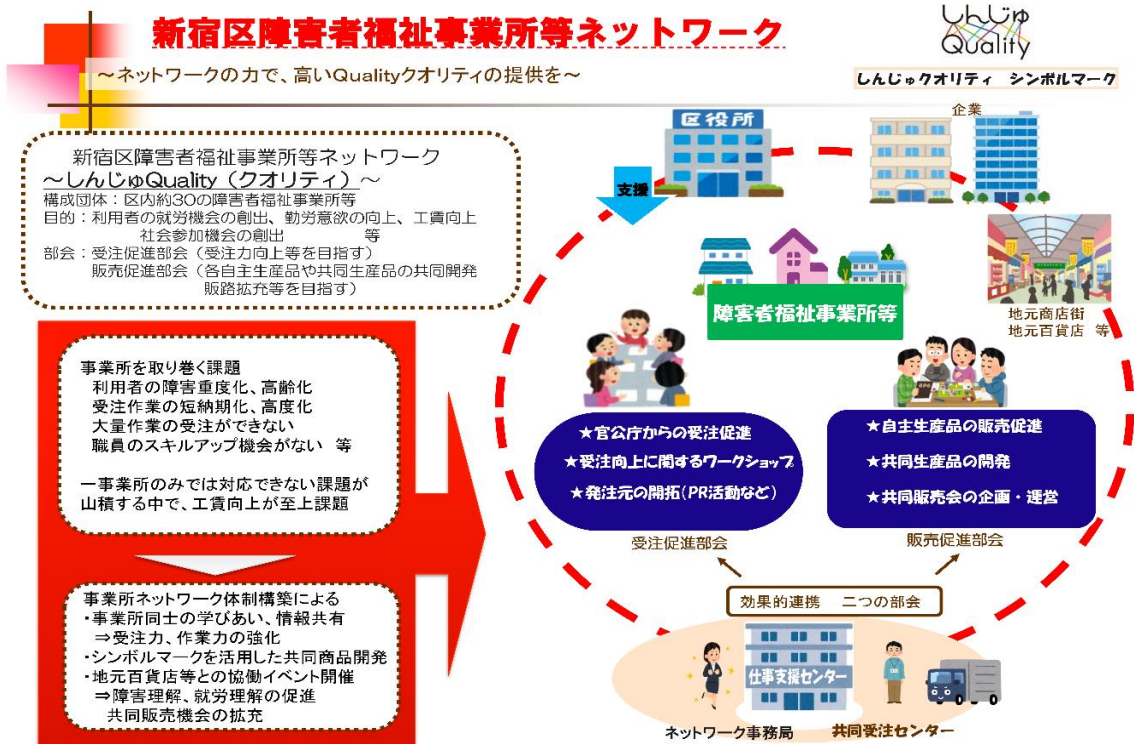
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは、障害者就労支援施設等の利用者の仕事の充実、工賃向上のために、官公庁・企業等からの仕事を共同受注し、受注作業の内容や量を適切に調整し、各施設への配分などを行っています。

新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク

～しんじゅ Quality (クオリティ)～ <https://www.sksc.or.jp/shinjuQuality/>

「新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク事業」は、利用者の就労機会の創出、勤労意欲の向上、工賃向上、社会参加機会の創出等を目的として、施設等の利用者及び職員向けに、受注作業や自主製品の質の向上等を目的とした講習会や情報交換の機会を提供するとともに、共同製作品の開発や販路拡充を行うなど、施設の連携を図るネットワークを支援しています。令和5年11月現在で、約30か所の施設がこのネットワークに参加しています。

また、ネットワーク事業の一環として「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」と名付けた養蜂事業を実施しています。



コラム 手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例

区では、障害がある方のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定し、令和2年6月に公布・施行しました。

◎ 条例の基本理念

- ・手話言語は、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等に扱わなければならない。
- ・障害者が情報を取得し、または自らの意見を発信するにあたっては、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を自由に選択することができる権利が最大限に保障されなければならない。

◎ 区の責務と区民・事業者の役割

★ 区の責務

基本理念に基づき、手話が言語であることの理解の促進・障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

★ 区民の役割

障害・障害者への理解を深めるため、区が推進する施策への積極的な協力・参加に努めます。

★ 事業者の役割

障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を積極的に活用し、円滑なサービスができるよう必要な措置や合理的配慮に努めます。

◎ 区的主要取り組み

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣
聴覚障害のある方や音声・言語機能障害のある方が日常生活で必要な場合に派遣しています。
- ・区役所本庁舎での手話通訳者の配置
毎週火曜日午前8時30分～午後0時30分、毎週金曜日午後1時～5時に、手話通訳者を配置しています（いずれも祝日等を除く）。
- ・遠隔手話通訳等サービス
区役所本庁舎等の各施設の窓口において、窓口用タブレット端末やご自身のスマートフォン等による遠隔手話通訳等サービスを提供しています。
※窓口用タブレット端末は本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館、第二

分庁舎分館分室の各課並びに、各特別出張所及び視覚・聴覚障害者交流コーナーで利用可能

- ・点字版、音声版の発行物の制作

広報新宿のほか、しんじゅくの教育、新宿区議会だより等の点字版・音声版を製作しています。

- ・視覚・聴覚障害者交流コーナーの運営

視覚・聴覚に障害のある方等を支援するボランティアの方が交流する場を区社会福祉協議会で運営しています。

- ・点字カードプレス機の体験機会の創出

点字を身近に感じられるよう、視覚・聴覚障害者交流コーナーに機器を用意し、点字を体験できるようにします。

- ・ヒアリンググループの貸出

補聴器等を使用している方が会議や講演会の音声を聞き取りやすくなる装置「ヒアリンググループ」を、視覚・聴覚障害者交流コーナーで貸し出します。



- ・失語症者が参加する団体への意思疎通支援者の派遣

失語症のある方への支援を目的として活動する団体に対し、意思疎通支援者を派遣します（令和6年度事業開始）。

◎関連サービス

- ・電話リレーサービス（一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供）

聴覚障害者等と聴者の通話をオペレーターが通訳することにより、電話でのリアルタイムなやり取りを可能にするサービスです。聴覚障害者等は、パソコンやスマートフォンの画面越しに「手話」もしくは「文字チャット」で話したいことを伝え、それを理解した通訳オペレーターが、電話の相手先に「音声」で伝達します。メールやFAXのように返事の待ち時間もなく、病院の予約や緊急時の通報などにも対応します。

コラム 障害者の文化芸術活動の推進について

◎ 障害者芸術文化活動普及支援事業

障害のある人が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことが出来るように、地域における支援体制を全国に展開し、障害のある人の芸術文化活動の振興を図るとともに、自立と社会参加を推進することを狙いとした厚生労働省の事業です。

美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動を対象として、支援事業を展開しています。相談支援、人材育成、情報発信等を行う支援センター等の設置を通じて、障害のある人の芸術文化活動を支援しています。

障害のある人の芸術文化活動にまつわる
「やってみたい」「困った」などにお応えします！



造形活動や音楽、ダンスの活動
をしたい！



作品を発表したい！



障害のある人に鑑賞してもらう
にはどんな工夫をすれば？



障害者の芸術文化活動に
関心があるけど、どうすれば？

※画像は障害者芸術文化活動普及支援事業パンフレットより転載

◎ 障害者芸術文化活動支援センター 東京アートサポートセンターRights

東京都では、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図り、芸術文化活動を通じた障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、障害者芸術文化活動支援センターを設置しています。

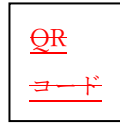
センターの紹介のほか、詳細は以下の URL をご確認ください。東京都における障害者芸術文化活動支援センターは、東京アートサポートセンターRights が担っています。詳細は以下の URL をご確認ください。

連携事務局ホームページ

<https://renkei-sgsm.net/>

東京都福祉局ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/geizyutsu.html>



コラム 共に生き認め合う社会～障害者差別解消～

◎ 障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

◎ 障害者差別解消法で求められること

お店や会社などの民間事業者、国、都道府県、市区町村などの行政機関に対して、差別解消のための基本的な事項や、「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」が禁止され、「合理的配慮の提供」が求められます。(民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務)の措置等を規定しています。

★ 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする等の差別的取扱いは禁止されています。

★ 合理的配慮の提供

障害のある人が何らかの配慮を求める場合、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うよう努めなければなりません。義務付けられています。

※行政機関等は法的義務とされています。

※東京都障害者差別解消条例では既に事業者にも合理的配慮が義務付けられています。

合理的配慮の例

意思を伝えあうために筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。

車椅子等の移動の際、段差がある場合などスロープを使って補助する。

障害の特性に配慮し、パンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



障害者差別解消法パンフレット

※令和3年5月の改正法により、民間事業者の合理的配慮の提供は、努力義務から法的義務に改められました。施行は、令和6年4月1日です。

※「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

◎ 障害者差別解消を推進するために

差別のない社会をめざすにあたり、法の遵守や義務と罰則が果たす役割は限定的なものです。公共機関や施設のバリアフリー化が促進するとともに、一人ひとりの心の中の偏見や誤解、無関心といった「こころの障壁（バリア）」を除去していく「こころのバリアフリー」が不可欠です。差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務でもあります。一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくことが大切です。

コラム 成年後見制度とは

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などの理由で、判断能力の十分でない人の権利を守る制度です。本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、法律面や生活面でその人らしい生活をお手伝いします。制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見

＜すでに判断能力が十分でない方に＞

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人の利益を考えながら、代理権や同意権・取消権を活用することによって、本人を保護・支援する制度です。

任意後見

＜将来の不安に備えたい方に＞

判断能力が不十分になった場合に備えて、本人があらかじめ選んだ方（将来の任意後見人）と将来お願いする内容を決め、公正証書で契約します。

新宿区成年後見センターの役割

区では、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。新宿区成年後見センターでは、地域の身近な窓口として、成年後見制度や権利擁護についての専門相談のほか、法人後見事業や地域福祉権利擁護事業等を実施しています。

法人後見事業

法人格を有する法人が、法人として成年後見人等に就任し、後見事務を行う事業です。新宿区社会福祉協議会では、新宿区成年後見センターに担当職員を配置し、必要な支援を行います。

★新宿区社会福祉協議会による法人後見のメリット

- ①【福祉の視点×地域とのつながり】を活かした支援を行います。
- ②公共性が高く、安心して成年後見制度をご利用になれます。

地域福祉権利擁護事業

知的障害、精神障害、認知症などにより、必要な福祉サービスを自分だけで判断し、手続きするのが難しい方（本人）が利用できます。本人との契約により、日常生活の範囲内で「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を行います。担当の専門員と一緒に支援計画を作成し、支援計画に沿って、毎月生活支援員が訪問して支援します。

コラム 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

◎ユニバーサルデザインまちづくりとは…

建築物や道路、公園等の都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、すべての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、または訪れることができるまちの実現を図るための取組のことです。

◎ユニバーサルデザインまちづくりの取組

誰もが、分け隔てられることなく共生することができる社会を実現するためには、区、区民、施設所有者等が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりを推進していくことが必要です。

新宿区は、事前協議や工事の完了報告の制度創設など、施設整備の強化を行うとともに、意識啓発を強化するための新たな取組として、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」(UD条例)を制定しました。

UD条例では、高齢者や障害者も含めたすべての人が円滑に利用できるよう、対象施設の用途及び規模に応じ、出入口、廊下、階段、便所等の項目について、整備基準を定めています。

【UD条例の主な内容】

- ・区、区民及び施設所有者等が、相互に連携して意識啓発に取り組むとともに、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度や工事の完了報告制度を創設。
- ・新たな区の附属機関として、学識経験者・区民・地域団体の構成員・事業者から成るユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置。

【施行内容】

令和2年4月1日から一部施行（意識啓発、審議会など）

令和2年10月1日から全面施行（事前協議、届出、工事の完了報告など）

コラム 新宿区移動等円滑化促進方針

◎ 新宿区移動等円滑化促進方針とは…

区全体において一層のバリアフリー化を図るため、施設と経路の連続性を確保することや、ソフト施策等、総合的なバリアフリー化の方針を示したものです。

◎ 新宿区移動等円滑化促進方針に示す内容

① 高齢者や障害者等が多く利用する施設

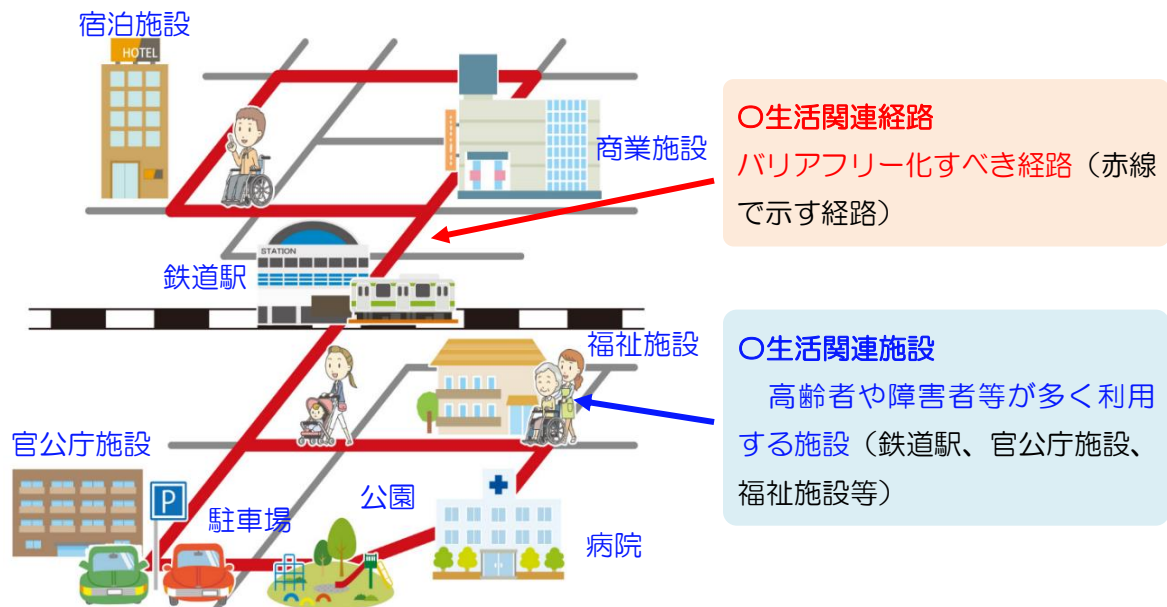
駅や官公庁施設、福祉施設のような施設の中から、高齢者・障害者等が、日常生活において多く利用する施設を「**生活関連施設**」として**設定選定**します。

② バリアフリー化すべき経路

生活関連施設を結ぶ経路（駅から官公庁施設や福祉施設等を結ぶ経路）の中から、**高齢者・障害者等が日常生活において多く利用する経路を「生活関連経路」**に選定します。

③ 生活関連経路のバリアフリー化の促進

設定選定した生活関連経路について、**施設との連続性や、地域特性を踏まえたバリアフリー化の促進**を図ります。



※新宿区移動等円滑化促進方針は令和3年度に作成予定



災害関連死をなくすために

新宿区では、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、逃げないで済む安全なまちづくりを目指しています。障害者の防災対策の分野では、災害時に普段利用するサービスが滞ることで、身体機能が低下し、災害関連死につながる恐れがあります。そのため、災害時にも障害者が生活を継続できるよう支援することで、災害関連死をなくすことが重要であると考えています。

◎ 障害サービス事業者との連携

新宿区自立支援ネットワークを活用し、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、相談支援事業所がお互いの状況を共有し、緊急時に助け合えるような関係を構築できるよう、協議の場を設けています。

◎ 災害時要援護者名簿の登録

新宿区では、災害時の避難等に支援を必要とする方々（災害時要援護者）を、地域の方々が事前に把握し、迅速・的確な安否確認ができるよう、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」を作成しています。

この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配布し、情報提供しますが、プライバシーの保護を最優先に考え、ご本人の申し出により作成します。

◎ 要配慮者災害用セルフプラン

災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する要配慮者災害用セルフプランがあります。自身の状況や要配慮事項等を記載し、災害時に支援者や避難所運営者に提示することで、適切な支援を早期に受けることを可能とするものです。

自宅が被災したら

◎ 避難所では

区内で震度5弱以上の地震が発生した場合に、各避難所運営管理協議会の役員が参集し避難所を開設しますので、家屋倒壊などで自宅にいられなくな

った時には、助けあいながら、避難所に避難してください。

さらに、障害者や高齢者等で自宅や避難所での生活が困難な方のために二次避難所（福祉避難所）を指定しています。なお、施設開所中に災害が発生した場合は、区立障害者福祉施設（令和5年11月現在6所）はそのまま障害者の二次避難所として開設します。また、夜間・休日等で施設が閉所中に発災した場合は、まず一次避難所に避難し、二次避難所の開設準備が整い次第、区から二次避難所に移動する方をお知らせします。

区内 10 所の避難所において医療救護所を設置し、発災後 3 日間の急性期医療活動を行うため、医薬品等を備蓄しています。

慢性的な疾患の医薬品の確保に関しては各自でご用意をお願いしています。

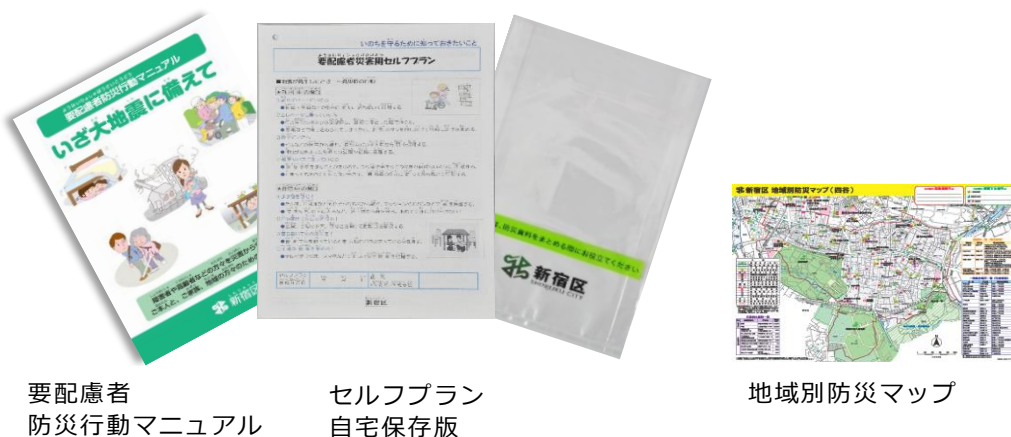
◎ 手話通訳者を配置する避難所

手話通訳者を東戸山小学校、西戸山小学校、牛込第三中学校、落合中学校の 4 所に配置します。新宿区避難場所地図に手話通訳者のいる避難所のマークを表示しました。

◎ 福祉避難所の充実と体制強化

福祉避難所に指定する通所系の施設については、福祉避難所として開設した場合に 24 時間体制で運営することなどから、通常時とは異なる施設運営が求められます。そこで、施設に対して、施設毎の課題（運営体制、地域特性等）の課題を踏まえた避難所の役割を明確化し、運営体制の具体化の検討、訓練の支援等を行う事業を令和 6 年度から行っていきます。

避難所は災害により建物が倒壊する等、自宅で生活できなくなった方が一時的に生活をする場所です。プライベートが確保できないなど、さまざまな不便や不安なことがあります。災害時にも自宅で生活し続けられるよう、各家庭において、家具の転倒防止や物資の備蓄などを行い、普段から災害に備えておきましょう。なお、災害時要援護者名簿に登録している方には、家具転倒防止器具を 5 点まで無料で設置しています。また、防災ラジオの無償貸与を行っています（防災ラジオには、文字表示機能の付いたものもあります）。



要配慮者
防災行動マニュアル

セルフプラン
自宅保存版

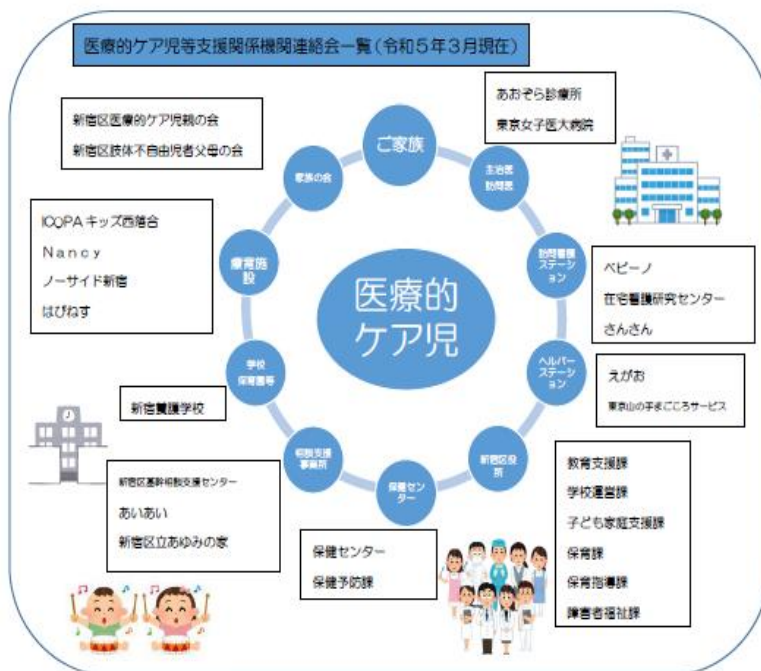
地域別防災マップ

コラム 新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会

医療や介護が必要なお子さんが、ご家族とともに地域の中で自分らしく安心して暮らしていくために、地域における医療と介護の情報と連携が欠かせません。

新宿区は、人工呼吸器を装着している等医療的ケアが必要な障害児者が、その心身の状況に応じた適切な支援を、保健、医療、福祉その他の各関連分野が連携して行うよう、支援関係機関が協議できる場を、平成 31 年 1 月に「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」として設置いたしました。

連絡会では、医療的ケア児等に必要な情報が集まっている資料がほしいとの当事者の声を受け、連絡会会員の協力のもと、令和元年度に「医療的ケア児等のためのおうち生活サポートブック」も作成しています。



コラム グループホームなどが開設されます

◎グループホームの類型

本計画期間には、障害者の住まいの場の充実の一つとして払方町国有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地を活用したグループホームが整備される予定です。

グループホームの主な類型には、介護サービスの提供を運営事業者が自ら行う「介護サービス包括型グループホーム」と、介護サービスを外部の居宅介護事業所に委託する「外部サービス支援型グループホーム」がありますが、平成30年度より居住者の障害の重度化、高齢化に対応できる新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」が創設されました。

この「日中サービス支援型」グループホームは重度化・高齢化に対応するため、日中を含めた支援員の配置など常時の支援体制を確保することを基本としており、払方町国有地のグループホームはこの類型になります（中落合一丁目区有地のグループホームは「介護サービス包括型」グループホーム）。

このほか、共同生活を営むというグループホームの趣旨は踏まえながらも、一人暮らしに近い形で暮らしたいというニーズに応えた「サテライト型住居」（本体のグループホームから一定範囲の距離にあるマンションやアパートの一室を利用）等、居住者のニーズや状況を踏まえた選択ができる仕組みができています。

◎整備予定の施設紹介①（払方町国有地）

【障害者と高齢者グループホーム等の複合施設】

払方町国有地を活用した整備を予定している施設は、知的障害者を主な対象とする障害者グループホーム・短期入所と認知症高齢者グループホーム等との複合施設です。

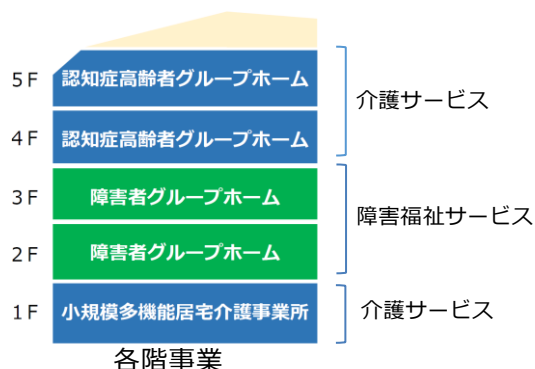
このうち、障害者グループホームは新宿区内では初の「日中サービス支援型」グループホームになります。

【事業概要】

- (1) 障害者グループホーム（定員 20 人）
- (2) 障害者短期入所（定員 2 人）
- (3) 認知症高齢者グループホーム（定員 18 人）
- (4) 小規模多機能型居宅介護（定員 登録 29 人、通い 15 人、宿泊 9 人）

【施設の特徴】

新宿区初の「日中サービス支援型」グループホームとして、住まいの場であるグループホームの特性は従来通り維持しつつ、高齢者施設との複合的な運営また定員 20 人というスケールメリットを生かした障害の重度化・高齢化への対応を行っていきます。



完成予想イメージ

◎ 整備予定の施設紹介②（中落合一丁目区有地）

【地域活動支援拠点の一角を担う施設】

中落合一丁目区有地を活用した整備を予定している施設は、障害者グループホーム・短期入所のほか生活介護や相談支援事業を行う本体施設と、敷地の庭園部分を中心に地域住民が利用できる地域交流事業を行う別棟からなります。

このうち、本体施設の相談支援事業は地域生活支援拠点の面的な体制の一部として整備し、365日24時間の相談体制を確保し、緊急時の短期入所の受付・調整を行う予定です。

【事業概要】

- (1) 障害者グループホーム（定員 17 人※知的障害者 12 人、肢体不自由者 5 人）
- (2) 障害者短期入所（定員 3 人）
- (3) 生活介護（定員 20 人）
- (4) 相談支援、地域交流事業（ギャラリーカフェ）

【施設の特徴】

地域に開かれた施設として本体施設とは別棟の地域交流棟を整備します。地域交流棟はギャラリーカフェとして、障害や多様性をテーマにした企画展や利用者や近隣住民の交流・憩いの場を提供します。

3F		生活介護
2F	グループホーム、短期入所	グループホーム、短期入所
1F	生活介護	グループホーム、短期入所
B1F	生活介護	生活介護 相談支援

各階事業（本体施設）



完成予想イメージ

コラム デフリンピックについて

デフリンピックとは、デフ+オリンピックのこと。

デフ(Deaf)とは、英語で「耳が聞こえない」という意味です。

デフリンピックは国際的な「ろう者のためのオリンピック」なのです。

国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が主催し、4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会です。

第1回は、1924年にフランスのパリで開催されました。

東京2025デフリンピックは、100周年の記念すべき大会であり、日本では初めての開催になります。

国際手話のほか、スタートランプや旗などを使った視覚による情報保障が特徴です。



手話言語通訳でコミュニケーション



ランプの光でスタートを知らせる



審判の合図は笛だけではなく旗で

(写真提供：一般社団法人全日本ろうあ連盟)



東京2025デフリンピック大会エンブレム



デフリンピック公式ロゴマーク

* ICSD ロゴに関する一切の知的財産権は、国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が保有し、日本では全日本ろうあ連盟が管理しています。

詳細は以下の URL をご確認ください。

一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会ホームページ

<https://www.jfd.or.jp/sc/deaflympics/about/>



コラム 障害のある人の投票への支援

◎代理投票

障害等により、投票する方ご自身が投票用紙に「候補者の氏名」等を記載できない場合、投票所（期日前投票所）の職員が代って投票用紙に記載する制度です。

代理投票をご希望の方は、投票管理者（投票所の職員）にお申し出ください。投票所（期日前投票所）の職員 2 人が補助者として投票のお手伝いをします。このうち 1 人の補助者が、投票する方の指示する「候補者の氏名」等を記載し、もう 1 人の補助者がこれに立ち会います。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

◎点字投票

視覚に障害のある方は、点字で投票することができます。点字投票をご希望の方には「点字用投票用紙」を交付します。点字器はご自身でお持ちになったものをお使いいただけます（点字器は投票所（期日前投票所）にも用意しています）。

◎投票所（期日前投票所）での物品貸出

すべての投票所（期日前投票所）には、老眼鏡、点字器、文鎮、ルーペ、コミュニケーションボード、筆談ボード、車いすをご用意しています。投票の際に必要な方は投票所（期日前投票所）の職員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる投票記載台もあります。



◎郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所（期日前投票所）に行くことが難しく、一定の条件に該当する方は、「郵便等による不在者投票」を利用することができます。この制度を利用するにはあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。代理記載の制度もあります。詳細については選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◎模擬投票等の取り組み

希望のあった障害者団体等と連携し、選挙の学習会や模擬投票等の投票体験プログラムを実施しています。



コラム パラスポーツの推進

新宿区では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、パラスポーツを通じた「共生社会」を実現するため、スポーツ環境の整備を行っています。

子どもから高齢者まで誰もがライフステージに応じた様々なスポーツに親しめる機会を創出するとともに、ボッチャやゴールボール、車いすハンドボールなど、パラスポーツの体験機会の提供により、パラスポーツの魅力を発信しています。

障害のあるなしに関わらずスポーツを楽しめる環境を創出し、地域の中でスポーツを継続的に行うことにより、スポーツを通じたコミュニティの推進に取り組んでいます。

◎子ども・成人向けスポーツ体験イベント

オリンピック、パラリンピアンなどのトップアスリートを講師とした、様々なスポーツの体験イベントを実施しています。その中で、令和 5 年度は車いすテニス、車いすバスケットボールの 2 競技のパラスポーツ教室を開催しました。実際に競技を体験することで、パラスポーツの楽しさや競技の魅力を発信しています。

◎パラスポーツ体験会

パラスポーツ団体と連携し、令和 5 年度はゴールボール、車いすハンドボール、ブラインドサッカーの体験会を実施しています。普段あまり触れる機会のないパラスポーツを体験する機会の提供のほか、イベントの運営等に関わるボランティアを活用し、様々な形でパラスポーツに触れる機会を創出しています。

◎親子 de ボッチャ

新宿区スポーツ推進委員により、区立幼稚園・子ども園で親子で参加する「親子 de ボッチャ」を実施しています。大人も子どもも一緒に楽しめて、対戦要素もあるボッチャは新宿区では人気の競技のひとつになっています。

◎障害者向け運動教室

障害者を主な対象として、学校を卒業後、運動をする機会が減ってしまった方に向けて、定期的及び継続的に体を動かす機会を提供するため、新たに令和 6 年度より、月 1 回程度の運動教室を実施します。

この他にもスポーツイベントなどで、パラスポーツ体験を行っています。

障害がある方も、ない方も一緒に楽しめる競技を普及していきます。

是非、パラスポーツをプレーして、見て、体感してください。

